

## ◆『地域漁業研究』投稿規程

地域漁業学会会員および編集委員会は、原稿の投稿と学会誌の発行に関し、特に定めない場合においては、独立行政法人科学技術振興機構が定めた「科学技術情報流通技術基準（S I S T）」における「学術論文の執筆と構成」（2010.3.25 改訂）に従うこととする。

### 1. 投稿資格

本誌への投稿は、地域漁業学会の会員に限る。ただし、編集委員会からの依頼原稿の著者や、筆頭者以外の共同執筆者のなかに非会員が含まれることはさしつかえない。

### 2. 著者の範囲

論文の著者は実際にその研究に携わった者であり、論文の内容に責任を持つ者とする。研究に対して助言を与えた者、研究を支援した者については著者には含めないこととし、必要があれば謝辞等で述べる。筆頭著者は主著者とする。

### 3. 原稿の種類

原稿は、論文（会員投稿、大会シンポジウム及び一般報告に関するもの）、報告、研究ノート、実態調査、書評などで未発表のものに限る。ただし、以下の内容を学術論文として再構成した原稿は未公表扱いとする。

- ①本学会および他学会、シンポジウム等の研究集会、国際会議等において口頭発表したものの。
- ②大学・自治体・研究機関等において部内発表あるいは査読制度のない機関誌等に掲載されたもの。
- ③大学における卒業論文、修士論文、博士論文等で発表されたもの。
- ④国、教育機関、研究機関、自治体、業界団体、民間企業等からの委託あるいは助成を受けた研究等の成果報告書あるいはその一部で、投稿者が著作権を有するなど学術誌への投稿に際して支障のないもの。

ただし、これらの場合、原稿中にその旨を記載し、投稿原稿に関連する論文等の写しを添えて投稿する。なお、他学会の学会誌等との重複投稿を禁ずる。

### 3. 原稿の形式

原稿の文字数は、論文（会員投稿及び大会シンポジウムに関するもの）・実態調査は16,000～24,000字、論文（一般報告に関するもの）は8,000～12,000字、研究ノートは12,000～16,000字、書評は4,000～6,000字、その他は8,000～16,000字程度とする。文字数には注、附記、参考文献等を含む。ただし図表は含めない。また図表数は10葉以内とする。原稿の書き方については、別に定める執筆要領に従う。

#### 4. 原稿の提出

原稿 3 部を提出する。掲載が決まった原稿は、執筆要領にしたがって記載されたオリジナル原稿と電子ファイルを提出する。手書き原稿は受け付けない。

#### 5. 使用言語

使用する言語は日本語または英語とする。なお、原稿には日本語と英語両方のタイトルと要約を付す。ただし書評に関しては、日本語と英語のタイトルを付し、要約は付さなくてよい。

#### 6. 原稿の採否

原稿の採否は、査読者による査読を経て、編集委員会において判定する。審査の結果、提出原稿の訂正を求めることがある。

#### 7. 実費負担

掲載が決まった原稿については掲載料 30,000 円を徴収する。ただし、抜き刷り 100 部を含む。抜き刷りの追加作成については投稿者の実費支払いとする。50 部あたり税込み 8,400 円とし、50 部単位で作成することができる。

#### 8. 実費負担

掲載が決まった原稿については、論文（一般報告に関するもの）は掲載料 10,000 円、その他は掲載料 30,000 円を徴収する。ただし、抜き刷り 100 部を含む。また論文（大会シンポジウムに関するもの）、書評などで投稿を依頼した場合は掲載料を徴収しない。抜き刷りの追加作成については投稿者の実費支払いとする。50 部あたり税込み 8,400 円とし、50 部単位で作成することができる。

#### 9. 著作権

学会誌掲載文の著作権は地域漁業学会に帰属する。

#### 10. 原稿の送り先・連絡先

〒890-0056

鹿児島市下荒田 4-50-20 鹿児島大学水産学部内  
地域漁業研究編集委員会

TEL 099-286-4290 FAX 099-286-4297

メールアドレス [chiikihenshu@gmail.com](mailto:chiikihenshu@gmail.com)